

経過措置料金の解除に係る課題等の整理

2025年10月15日

資源エネルギー庁

経過措置料金に関する議論

- 経過措置料金の導入は、電力小売全面自由化に伴う大手電力会社による「規制なき独占」に陥ることを防ぐため講じられたものであるが、本年5月の小委員会において検討事項として示した通り、将来的に経過措置料金の解除がなされる場合に備え、実体的に果たしてきた役割や、その是非等を改めて検討する必要がある。
- そのため、経過措置料金の導入当初に期待された役割と、実体的に果たしてきた役割を改めて整理し、経過措置料金の解除に際しての課題の有無（実体的に果たしてきた役割との関係、低圧部門の最終保障供給に関する課題等）について検討を行う。

1. 経過措置料金の解除に関する論点

- （1）経過措置料金の解除基準と現時点における競争状況
- （2）経過措置料金が実体的に果たしてきた役割
- （3）経過措置料金の解除に際しての課題の有無

2. 経過措置料金の解除に至らない場合における経過措置料金の在り方等に関する論点

- （1）燃料費調整制度
- （2）システム改革以降の環境変化を踏まえた見直し等

検討事項⑦ 経過措置料金の解除に係る課題等の整理

第1回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会
(2025年5月23日) 資料6

【課題】

- 経過措置料金の解除基準については、2019年、監視等委等において議論がなされ、取りまとめられた※。この基準に基づき、監視等委において、毎年、競争状況の確認を行っているが、現時点で経過措置料金の解除が妥当な状況にあると評価された地域はない。
- 一方、将来的に経過措置料金を解除する場合には、経過措置規制料金が実体的に果たしてきた役割の是非等について改めて検討することが必要。

【対応の方向性】

- 経過措置料金の解除基準を踏まえた競争状況の確認を継続していく。
- 解除することになった場合の課題について、検証のとりまとめにおいて示された論点を踏まえ、検討を進めていく。

①経過措置料金が実体的に果たしてきた役割に関する考え方の整理

(検証の記載)

将来的に経過措置料金を解除する場合には、安定供給の確保や電気料金の変動幅の抑制の観点から講じる措置等の関連する制度の検討状況を踏まえた上で、経過措置料金が実体的に果たした役割の是非や今後の制度的な対応の必要性、低圧需要家に対するセーフティネットの在り方・必要性等について改めて検討し、必要に応じて適切な措置を講ずることが課題となる。

②低圧向けの最終保障供給に関する業務の実務的な課題の整理

(検証の記載)

現行の電気事業法においては、経過措置料金の廃止後の最終保障供給については、高圧・特高部門と同様に一般送配電事業者が担うこととされている。しかしながら、昨今の高圧・特高部門の最終保障供給の状況を踏まえれば、低圧部門においては、最終保障供給を受ける需要家が数十万～百万規模に及んだ場合等に、一般送配電事業者が平時に備えたシステム等では実務的に対応が困難となることも想定される。このため、仮に経過措置料金の解除を行う場合には、例えば、一般送配電事業者が小売電気事業者等に対して最終保障供給に関する業務の委託等を可能とすることの可否等、実務的な課題についても精査が必要である。

※2019年4月26日 電力・ガス基本政策小委員会「電気料金の経過措置に関する報告書」

1. 経過措置料金の解除に関する論点

(1) 経過措置料金の解除基準と現時点における競争状況

1. 経過措置料金の解除に関する論点

(1) 経過措置料金の解除基準と現時点における競争状況

- 経過措置料金の解除基準については、監視等委で検討が行われ、2019年4月に「電気料金の経過措置に関する報告書」が策定されている。
- 同報告書においては、解除に係る基準として、競争状況が不十分なまま「規制なき独占」に陥ることを防ぐ観点から、以下3点を総合的に判断することとされている。
 - ① 電力自由化の認知度やスイッチング（小売電気事業者の切替え）の動向など、消費者の状況
 - ② シェア5%以上の有力で独立した競争者が区域内に2者以上存在するかなど、競争圧力
 - ③ 電力調達の条件が大手電力小売部門と新電力との間で公平かなど、競争的環境の持続性
- 監視等委においては毎年度上記観点から、競争状況の評価が実施されているところ、2025年6月時点の確認では、規制料金の解除の基準を満たす区域は存在しない。
- 今後も監視等委における競争状況の評価を注視していく。

1. 経過措置料金の解除に関する論点

(2) 経過措置料金が実体的に果たしてきた役割

1. 経過措置料金の解除に関する論点

(2) 経過措置料金が実体的に果たしてきた役割

- 経過措置料金は、電力の小売全面自由化に際し、**大手電力会社による「規制なき独占」に陥ることを防ぐための措置として導入されたもの**である。具体的には、旧一般電気事業者に対して、特定小売供給約款の策定を義務付けるとともに、特定小売供給約款の変更は経済産業大臣の認可制とし、特定小売供給約款での供給を拒んではないこととしている。
- 「電気料金の経過措置に関する報告書（2019年4月）」でも指摘されているとおり、
 - 「特定小売供給約款」における**農事用や公衆街路灯向けの料金メニュー**は、標準メニューに比べて料金水準が低く設定されており、新電力へのスイッチングが極めて低い状況にとどまっている。
 - 省エネルギーの推進という観点で導入された**三段階料金**は120kWhまではナショナルミニマムに基づく低廉な料金水準とされている。
- また、**燃料費調整制度**には上限が設定されていることから、燃料価格高騰局面においても電気料金の変動速度や変動幅が抑制されてきた。
- このような料金メニュー、料金制度は、**特定小売供給約款で電気の供給を受ける需要家を実質的に保護**してきたと考えられる。
- このような効果は、必ずしも**経過措置料金導入の際に意図したものではなく、事業者の負担の下に成立したものも含まれる**が、電気料金の公共性や国民生活への影響の大きさも踏まえれば、無視できないものとも考えられる。
- 一方で、電力システム改革の検証の一環として実施したヒアリング等においては**経過措置料金の存在自体が競争の妨げ**になっているのではないかと指摘もある。



1. 経過措置料金の解除に関する論点

(3) 経過措置料金の解除に際しての課題の有無

1. 経過措置料金の解除に関する論点

(3) 経過措置料金の解除に際しての課題の有無

- 経過措置料金が継続する場合、農事用や公衆街路灯向けの料金メニュー、三段階料金制度等は維持されることとなるが、経過措置料金を解除した場合、これらの料金メニュー、料金制度を維持するか否かは事業者の判断に委ねられることとなる。
- また、経過措置料金を解除した場合には、低圧部門についても、一般送配電事業者が最終保障供給約款を策定し、最終保障供給義務を担うこととなる。
- このため、経過措置料金の解除に際しては、経過措置料金が実体的に果たしてきた役割も踏まえ、以下のような論点を検討する必要があるのではないか。

① 料金メニュー、料金制度との関係

- ・ 特定小売供給約款の特定のメニューについて、スイッチングの状況を確認する必要があるか。
- ・ 農事用電力や公衆街路灯等の個別のメニューや三段階料金制度について、当該メニュー等が果たしてきた実体的な役割を経過措置料金の解除後においても引き続き維持する必要があるか、引き続き維持する必要があると判断される場合に、配慮の在り方・手法はどのような形が適当と考えられるか。
- ・ なお、「電気料金の経過措置に関する報告書（2019年4月）」の取りまとめに際しては、一部の旧一般電気事業者は、経過措置料金が解除された場合であっても、農事用向けの料金メニュー、三段階料金制度を当面維持するとの方針を表明しているが、仮に経過措置料金を解除するに際しては、改めて旧一般電気事業者の意向を確認する必要があるか。

1. 経過措置料金の解除に関する論点

(3) 経過措置料金の解除に際しての課題の有無（続き）

②最終保障供給義務

- 「最終保障供給制度」は、どの小売電気事業者とも合意に至らなかった需要家が電気の供給を受けられることを制度的に担保するための制度であり、現在、特別高圧・高圧の最終保障供給については、各一般送配電事業者が担うこととされている。各一般送配電事業者は、自らがその業務を担う／小売電気事業者にその業務を委託する、ことで最終保障供給義務を履行している。
- 経過措置料金の解除後には、低圧部門についても、一般送配電事業者が最終保障供給約款を設定し、約款に基づく供給条件による最終保障供給を実施することとなるが、低圧についても、特別高圧・高圧と同様に、①自らがその業務を担う、または、②他者に委託するといった方法で対応が可能であるか、また、その際に考えられる課題について事業者に対し確認を行う。

2. 解除に至らない場合における 経過措置料金の在り方等に関する論点

2. 解除に至らない場合における経過措置料金の在り方等に関する論点

- 経過措置料金が継続する場合であっても、例えば、以下のような論点について、引き続き、検討する必要があるのではないかな。

(1) 燃料費調整制度

- 燃料費調整制度は、燃料価格の変動を電気料金に適正に反映するために定められた制度であり、経済情勢の変化をできる限り迅速に料金に反映するとともに、事業者の経営環境の安定を図ることを目的に導入されたものである。
- 一方、燃料費調整制度には上限（基準燃料価格の1.5倍）が設定されていることから、2020年以降、ロシアによるウクライナ侵攻等、世界情勢の影響による燃料価格の急騰等に伴う電気料金の上昇局面においては、結果的には、事業者の負担の下で、料金の変動速度や変動幅を抑制し、上昇幅を最大限に抑制するなど、当初に措置された意図とは異なる形で、電気料金の上昇幅を抑えるという効果を生じさせたと考えられる。
- 上限（基準燃料価格の1.5倍）については、電気事業法の目的である「電気の利用者の利益の保護」と「電気事業の健全な発達」を両立させていくという視点から、燃料価格の変動実績等を踏まえ設定されたもの。
- 現行の制度下において、燃料費調整の上限については、特定小売供給約款等の改定により見直すことが可能であり、まずは約款の改定を検討するということが前提となるものの、上限の考え方を見直す必要があるか。

(2) システム改革以降の環境変化を踏まえた見直し等

- 安定供給の確保や脱炭素促進への対応等に向けて、現行の省令等が前提としていない様々な制度が検討されているところ、これらの制度の具体化や経済情勢の変化等に合わせて、必要に応じて省令等の見直しを検討する必要があるのではないかな。

（報告事項） 沖縄エリアの高圧部門における 料金規制等の解除の方針

沖縄エリアの高圧部門における料金規制等の解除について

- 沖縄エリアの高圧部門における料金規制等は、その他9エリアと異なる措置がなされてきたところ、第87回電力・ガス基本政策小委員会での議論等を踏まえ、令和8年4月1日を目途に、その他9エリアと同様に高圧部門における料金規制等を解除し、必要な準備を進めることとした。
- その上で、料金規制等の解除に向け、沖縄電力において必要な準備（特定小売供給約款、離島等供給約款、最終保障供給約款の変更等）を進めるとともに、関係省令の改正については、パブリックコメントを実施した上で、本日（令和7年10月15日）公布し、令和8年4月1日に施行を予定。

<スケジュールのイメージ>

- ～令和7年9月19日 関係省令の改正に係るパブリックコメント
- 令和7年10月15日 関係省令の公布
- 令和8年4月1日 関係省令の施行、沖縄エリアの高圧部門における料金規制等の解除

各エリアにおける料金規制等の変遷



(参考) 沖縄エリアにおける電力システム改革の状況

第86回 電力・ガス基本政策小委員会
(2025年2月28日) 資料4から抜粋

- 電力システム改革専門委員会報告書等において、沖縄電力の供給区域（以下「沖縄エリア」という。）における電力システム改革は、地域の特殊性を踏まえた改革を実施することとしている。
- 沖縄エリアにおける小売部門の自由化は、2000年（平成12年）3月に「電気の使用規模2万kW以上、6万V電圧以上で受電する需要家」とされ、2004年（平成16年）4月に特別高圧（2000kW以上）まで拡大された。
※沖縄エリア以外のエリア（以下「本土」という。）においては、平成12年3月に特別高圧（2000kW以上）が、平成16年4月に高圧（500kW以上。翌年4月から50kW以上。）が、完全自由化された。
- それ以降、上記の報告書等における整理も踏まえ、沖縄エリアでは高圧及び低圧部門における料金規制が存置されている。

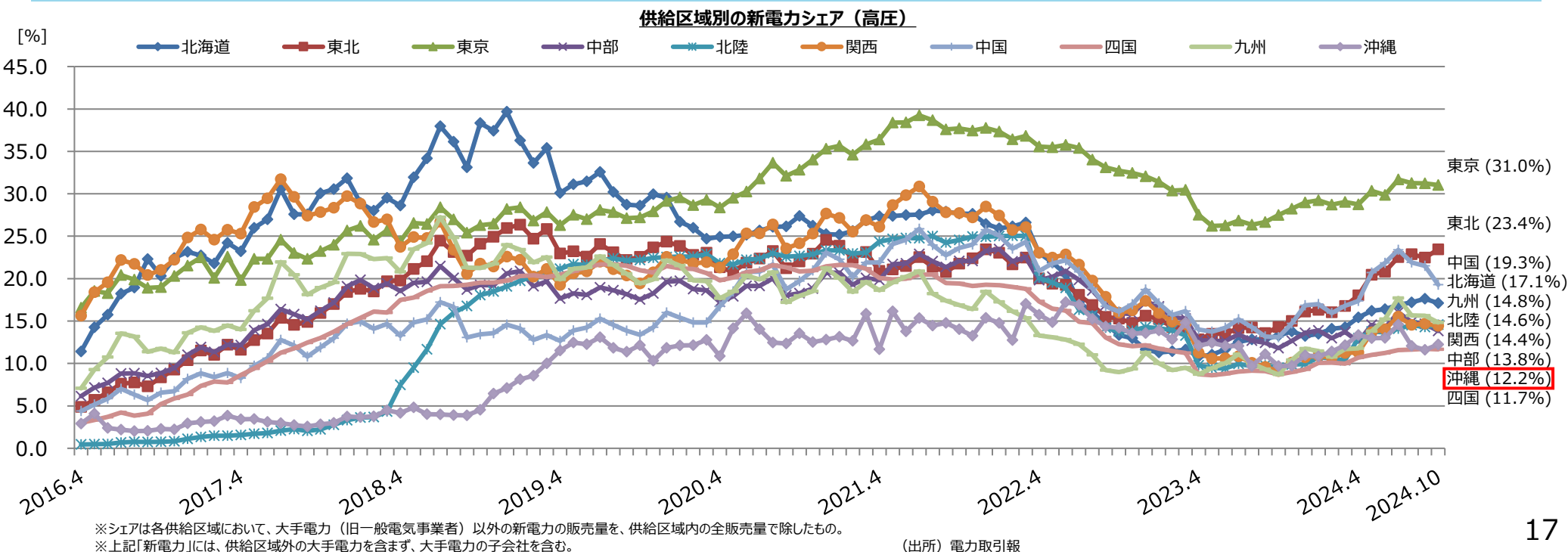
<電力システム改革の検討に当たって示された沖縄エリアにおける構造的な特殊性>

- ① 広大な海域に島が点在しており、独立した小規模な電力系統が必要であること
- ② 本土の電力系統と連系されておらず、広域融通の枠外であり、また卸電力取引所を通じた電力取引も不可能であること
- ③ 電力需要が小さく、また地理的・地形的制約等から大規模な原子力発電や水力発電が困難であり、火力発電に依存せざるを得ないこと

(参考) 沖縄エリアの現状と高圧部門における規制の在り方について

第86回 電力・ガス基本政策小委員会
(2025年2月28日) 資料4から抜粋

- 沖縄エリアにおける新電力シェアは高圧部門で12.2%に達し、本土と比較しても遜色ない水準に達している。こうした現状に鑑みれば、本土と同様に沖縄エリアの高圧部門における料金規制等を解除しても差し支えないのではないかな。
- 他方で、高圧部門の料金規制等の解除に当たっては、小売料金の合理的ではない値上げが行われていないか確認するなど、ガス事業における指定旧供給区域等の指定の解除の例も参考に、需要家保護の観点から必要な措置を講ずることが適当と考えられる。このため、電力・ガス取引監視等委員会に対して、沖縄エリアの高圧部門の料金規制等の解除を行うことに関する懸念の有無と、解除を行う場合にどのような措置を講ずることが必要かについて、意見を聴くこととしてはどうか。



- 監視等委の意見と沖縄電力の表明を踏まえれば、料金規制等の解除後も適正な卸取引環境が維持されると評価することができることから、本土と同様に沖縄エリアの高圧部門における料金規制等を解除して差し支えないのではないかと。
- ただし、監視等委の意見を踏まえ、料金規制等の解除後3年間は監視等委による特別な事後監視を実施することとしてはどうか。
- その上で、需要家への周知を十分に行い、また、沖縄電力において必要な準備（特定小売供給約款、離島等供給約款、最終保障供給約款の変更等）を行う時間を確保する観点から、令和8年4月1日を目途に料金規制等を解除することとし、必要な準備を進めることとしてはどうか。

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年6月18日法律第72号）

附則

（みなし小売電気事業者の供給義務等）

第十六条 みなし小売電気事業者は、当分の間、正当な理由がなければ、当該みなし小売電気事業者に係る旧電気事業法第六条第二項第三号の供給区域（離島等（電気事業法第二条第一項第八号イに規定する離島等をいう。）を除く。以下この項において同じ。）であって、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内の電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域」という。）における一般の需要（みなし登録特定送配電事業者が特別小売供給（附則第二十三条第一項に規定する特別小売供給をいう。）を開始した旧供給地点（附則第二十三条第一項に規定する旧供給地点をいう。）における需要及び特定規模需要（旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に相当する需要をいう。）を除く。）であって次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「特定需要」という。）に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給（以下「特定小売供給」という。）を拒んではない。

一 当該みなし小売電気事業者から次に掲げる料金その他の供給条件により小売供給を受けているもの

イ 当該みなし小売電気事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件

ロ この法律の施行の際現に旧電気事業法第十九条第十二項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に相当する料金その他の供給条件

ハ この法律の施行の際現に旧電気事業法第二十一条第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件（附則第十九条及び第二十条第七項において「旧認可供給条件」という。）であって附則第十九条の承認を受けていないものに相当する料金その他の供給条件

二 当該みなし小売電気事業者以外の者から小売供給を受けているもの

2 経済産業大臣は、指定旧供給区域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定旧供給区域について同項の規定による指定を解除するものとする。

○旧電気事業法

第二条第一項第七号 特定規模電気事業 電気の利用者の一定規模の需要であつて経済産業省令で定める要件に該当するもの（以下「特定規模需要」という。）に応ずる電気の供給（第十七条第一項第一号に規定する供給に該当するもの及び同項の許可を受けて行うものを除く。）を行う事業であつて、一般電気事業者がその供給区域以外の地域における特定規模需要に応じ他の一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路を介して行うもの並びに一般電気事業者以外の者が行うものをいう。

○旧電気事業法施行規則

第二条の二第一項 法第二条第一項第七号の経済産業省令で定める要件は、事項に定める一の需要場所における電気の利用者の需要が、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 沖縄電力株式会社の供給区域以外の地域において一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高圧電線路又は高圧電線路から受電する者であつて、使用最大電力が原則として五十キロワット以上の者の需要

二 沖縄電力株式会社の供給区域内において一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高圧電線路から受電する者であつて、使用最大電力が原則として二千キロワット以上の者の需要